

○財務省告示第四百三号

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類を定める件（平成十七年三月財務省告示第三百三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から適用する。

平成二十七年十二月二十五日

財務大臣 麻生 太郎

本則中「第六十七条の六第一項」を「第六十七条の八第一項」に、第一号中「日日」を「日々」に、第二号中「同規則第二百二条第三項に規定する書類」を「同規則第二百二条第三項第二号に掲げる書類のうち、帳簿に同条第一項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項を記録することに代えて日々の合計金額を一括して記録した場合の当該事項の記載のあるもの」に、第三号中「同令第五十九条の八第三項」を「同令第五十九条の十二第三項」に改め、第四号二中「仕入書、」を削る。